

行田羽生資源環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

令和4年4月1日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、行田羽生資源環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和4年条例第19号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公務災害補償等)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和61年行田市規則第20号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。